



「副業の勧誘」にご注意

Q. 副業サイトを検索していたら、高額収入を得るためのノウハウが学べる情報商材を見つけたので問い合わせました。サポートするので誰でも簡単に稼げると言われましたが、お金がないと言うと、消費者金融で借りるように勧められました。借錢して契約しましたが、サポートも期待したほどではなく、全く収入が得られません。

A. 「誰でも簡単に」「絶対に儲かる」などの誘い文句で、情報商材(副業や儲け話などのノウハウを売りつける商法)にお金を払って、トラブルに遭う相談が寄せられて

います。実際はマニュアルに中身がなかったり、簡単にできる作業ではなく、事前に約束されたサポートもないという苦情があります。事業者の説明を安易に信用しないようにしましょう。すぐに元が取れると言わっても、不確実な話であり、借金を返せる保証はどこにもありません。借金をしてまで投資や副業の契約をしないようにしましょう。断る時は「お金がない」ではなく、「契約はしない」とはっきり伝えましょう。

うまい儲け話はありません。契約などで困ったときは、消費者センターにご相談ください。

《消費者相談》まずは電話で相談を

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター☎
042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン☎188